証券コード　4438
2020年３月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町二丁目７番１号
株式会社 Ｗｅｌｂｙ
代表取締役　**比　木　　武**

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年３月26日（木曜日）午前10時
2. **場　　所**　**東京都中央区日本橋二丁目７番１号**
ベルサール東京日本橋４階　Room C
（会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。）
3. **目的事項**
報告事項　第９期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を取締役会に委任する件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://welby.jp/ir/meeting/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
・計算書類の個別注記表
◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://welby.jp/ir/meeting/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益及び雇用環境が踊り場を迎えるなか、消費増税に伴う個人消費の弱さなどによる景気後退懸念に加え、米国通商政策の動向や地政学的なリスクに対する警戒感が高まるなど、先行きの不透明感が高まる状況で推移いたしました。

主たる事業領域であるPHR(パーソナル・ヘルス・レコード)関連業界におきましては、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となり超高齢社会を迎える「2025年問題」を見据え、給付と負担のバランスを図りながら制度の持続可能性を確保するための医療制度改革が進む一方、高齢化に伴い慢性疾患罹患率が増加し、生活の中で生活の質（QOL）の維持・向上を図っていく必要性が高まるなど医療に対するニーズの変化が着実に進みました。

このような事業環境のもと、当社は引き続き「Empower the Patients」を事業ミッションのもと、医療関係者をはじめ、大手の製薬メーカー、医療機器メーカー等とともにPHRプラットフォームサービスの普及に取り組みました。この結果として、2019年12月末時点で各アプリの合計ダウンロード数は約68万回に達しております。

疾患ソリューションサービスにおいては、PHRプラットフォームサービスについてマルホ株式会社と皮膚領域においてニキビ患者向けの「ニキビログ」やアトピー性皮膚炎患者向けの「アトピーノート」、中外製薬株式会社と全身性エリテマトーデス（SLE）向けの「LupusPRO」をリリースするなど、適用疾患領域を拡大しました。また、既存サービスからのランニング収益、改修改善のための追加受注なども着実に獲得しました。また、聖マリアンナ医科大学における胃がん領域での免疫チェックポイント阻害薬の臨床研究や、日本結節性硬化症学会と共同で全身性疾患である結節性硬化症（TSC）の患者の病態把握のレジストリ構築に参画するなど、PHRの臨床研究などのデータマネジメントでの活用が進展しました。加えて、新規開発のオンコロジー（がん）プラットフォーム（サービス名：WelbyマイカルテONC）を開発し、製薬会社からの利用の受注を獲得するなど事業基盤の強化に注力しました。

Welbyマイカルテサービスにおいては、各医療機器メーカー、検査会社等との営業連携、サービス連携も引続き強化を図り、Welbyマイカルテユーザーが登録したかかりつけ医療機関は2019年12月末時点で約11,900施設（無料利用施設を含み、重複を除く）となりました。機能や連携強化については、IHB（Irregular Heart Beat：不規則脈波）の管理機能を追加したほか、「Welbyマイカルテ」と

株式会社エスアールエルの医師向け検査参照システム「PLANET NEXT」間で連携できる検査値項目を大幅に拡充するなど、医師と利用者の利用価値向上を図りました。また、大阪市立大学における非アルコール性脂肪性肝疾患（NAFLD）患者向けの研究で「Welbyマイカルテ」が採用されるなど、PHRデータの臨床研究における活用も進みました。加えて、株式会社ベネフィット・ワンとの間で、企業及び健保を対象とした健康経営・医療費の適正化を推進するための従業員健康管理サービスを提供するための提携を開始しました。さらに、株式会社愛媛CATVとの提携や特定非営利活動法人日本高血圧学会との提携による普及戦略を推進しました。

一方、当社の通常の取引形態として、特に近年外資系製薬企業の決算が集中する第４四半期会計期間に売上が顕著に大きくなる傾向があるなか、当事業年度内に売上高を実現するために営業及び納品を進める中で、一部の開発案件について翌期への納品の期ずれが発生したほか、顧客都合による開発計画の翌期以降への後ろ倒しが発生しました。これらの結果、当事業年度の売上高は798,516千円（前年同期比1.2％減）となりました。

売上総利益につきましては、開発の効率化や利益率の高いストック案件の積上げ、ランニング収益の増加などによる原価率の減少もあり、618,904千円（前年同期比12.1％増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、株式公開に伴う管理体制の強化や業容拡大のための人員採用の増加に加え品質管理や研究開発、セキュリティ強化などを強化した結果602,337千円（前年同期比52.1％増）となり、営業利益は16,567千円（前年同期比89.4％減）となりました。

営業外費用につきましては、一時的な上場関連費用や11月に実施した本社移転に係る費用を計上したことにより、経常損失は1,354千円（前事業年度は経常利益153,959千円）となりました。

当期純損失は11,303千円（前事業年度は当期純利益176,566千円）となりました。

なお、当社は、PHRプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載はしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は65,852千円であり、その主な内容は、本社移転に伴う内装工事によるもの及びオンコロジープラットフォームの開発によるソフトウェアの取得であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年３月29日付で東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資として新株発行66,700株により319,092千円、第三者割当増資（オーバーアロットメント）24,500株により117,208千円の資金を調達しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、「Empower the Patients」を事業ミッションに掲げ、PHRプラットフォームサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① サービス強化

患者及び医療者が治療プロセスの中で、より良いサービスを使用して頂くために、当社は、患者及び医療者のニーズに基づく、機能改修、UX※/UI※の改修、データ連携計測機器の追加、及び検査値等各種医療データとの連携を絶えずに、強化していきたいと考えております。

※ 「UX」とは、ユーザーエクスペリエンス（User Experience）の略で、「ユーザーが製品・サービスを通じて得られる体験」を指します。

※ 「UI」とは、ユーザーインターフェイス（User Interface）の略で、「ユーザーの目に触れる部分又は使用する部分」を指します。

② サービス普及

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、ユーザー（医療者及び患者）にとって魅力あるサービスを継続的に提供することに加え、各サービスの知名度や当社のコーポレートブランド価値、顧客ベースを持つ企業との連携などによるサービス普及が不可欠であると考えております。そのために各主要学会でのクリニカル・エビデンスの発表、広報、広告宣伝、事業提携の推進などを通じてサービス普及活動に積極的に取り組んでまいります。

③ データの適正な取り扱い

当社が提供する患者向けPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の様々なPROデータが蓄積されておりますが、要配慮情報を含む医療情報であるため、事業推進に当たっては適正な利用を図る必要があります。

疾患ソリューションサービスにおいては、患者のPROデータは、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のため当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しております。製薬企業向けには、共同開発した対象サービスの利用患者数等の統計情報をマーケティング目的で提供しており、同意を得ない各患者個別データ（個人情報含む）については提供しておりません。

Welbyマイカルテサービスにおいては、患者と医療従事者間の臨床上の情報共有のために当該患者の個別同意を前提に医療従事者へ提供しているほか、自治体・一般企業向けには生活習慣病重症化予防の効果検証としての利用患者数、記録データ（血圧、体重の平均値等）の統計情報の提供をしています。学術利用目的のために学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供する際には、患者の個別同意を取得した上で実施しています。

学術利用目的に限定した臨床研究専用のPHRプラットフォームサービスにおいては、患者の個別同意を取得した上で、患者PROデータを学会、大学病院、医療機関、研究機関等向けに情報を提供しております。

上記のように要配慮情報含む個人情報の適正利用を担保することにより患者及び医療従事者からの信頼を維持すると同時に、情報セキュリティの観点から安心してプラットフォームを活用いただけるよう、個人情報保護法、「3省3ガイドライン※」、アメリカの「HIPAA法※」(Health Insurance Portability and Accountability Act of 1996)等により求められるデータセキュリティ課題にも引き続き対応してまいります。

※ 「3省3ガイドライン」とは、医療機関や医療情報を取り扱う情報処理事業者等が準拠すべき総務省、厚生労働省、経済産業省各省が策定したガイドラインの総称を指します。

※ 「HIPAA法」とは、アメリカにおける医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律。医療情報の電子化の推進とそれに関係するプライバシー保護やセキュリティ確保について定めた法律を指します。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社の業容拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。社内外を問わず人材リソースの確保のため、採用チャネルの多様化、エージェント企業との協力関係の構築などを積極的に進める方針であります。人材育成については、各人の担当業務に関するOJTを実施し、且つ各種研修機会の提供を通じて自己の成長を推進するとともに、リーダー層においてはマネジメントスキル向上のための施策を講じてまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社が持続的成長を維持していくためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要であると考えております。それらの実効性を高めるための環境を整備し、組織的な統制・管理活動を通じてリスク管理の徹底とともに、業務の標準化と効率化を目指しております。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に従い、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーからの社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命とし、コンプライアンス体制の強化、迅速かつ正確な情報開示の充実に努め、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　　　分	2016年度 第６期	2017年度 第７期	2018年度 第８期	2019年度 (当期) 第９期
売　上　高	253,464 千円	474,753 千円	808,005 千円	798,516 千円
経常利益又は 経常損失（△）	△136,122 千円	△76,092 千円	153,959 千円	△1,354 千円
当期純利益又は 当期純損失（△）	△136,412 千円	△76,963 千円	176,566 千円	△11,303 千円
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）				
普　通　株　式	△26.62 円	△16.41 円	23.80 円	△1.47 円
Ａ種優先株式	28.37 円	27.25 円	－ 円	－ 円
総　資　産	211,416 千円	1,227,179 千円	1,406,481 千円	1,829,182 千円
純　資　産	131,726 千円	1,066,763 千円	1,243,330 千円	1,668,327 千円
１株当たり純資産額				
普　通　株　式	△24.09 円	115.37 円	167.56 円	214.31 円
Ａ種優先株式	389.14 円	416.39 円	－ 円	－ 円

(注) 1．当社は、2018年３月30日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失、１株当たり純資産額を算定しております。
2．当社は、2019年10月４日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失、１株当たり純資産額を算定しております。
3．１株当たり純資産額については、Ａ種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
4．2018年12月17日付で、Ａ種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのＡ種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該Ａ種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、その後2018年12月20日付で当該Ａ種優先株式を消却しております。なお、当社は、2018年12月28日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事　　業	事　業　内　容
PHRプラットフォームサービス事業	・疾患ソリューションサービス ・Welbyマイカルテサービス

(8) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

名　　称	所　在　地
本社	東京都中央区日本橋本町二丁目７番１号

(9) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 名	＋9 名	37.8 歳	1.6 年

（注） 従業員が最近１年間で９名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
株式会社みずほ銀行	29,770 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2019年３月29日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

また、2019年11月５日付で本社を東京都中央区日本橋本町二丁目７番１号に移転いたしました。

2.　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　28,000,000株

(2) 発行済株式の総数　7,784,800株

(3) 株　　主　　数　901名

(4) 大株主（上位10名）

株　　主　　名	持　　株　　数	持株比率
比木　武	3,264,000 株	41.93 %
株式会社デジタルガレージ	1,480,000	19.01
株式会社ブライトリンクパートナーズ	480,000	6.17
日本郵政キャピタル株式会社	440,000	5.65
姜　琪鎬	242,100	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	162,100	2.08
立石　和雄	128,000	1.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	126,000	1.62
株式会社ワン	120,000	1.54
森下　満成	112,000	1.44

（注）当社は自己株式を保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2019年３月28日を払込期日とする有償一般募集増資により新株式66,700株を発行し、2019年４月23日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、新株式24,500株を発行しております。

② 当社は、2019年10月４日付で普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第１回新株予約権 (2014年12月17日)	９個	普通株式 36,000株	無償	150円	2016年12月18日 ～2024年12月17日
第２回新株予約権 (2017年２月27日)	50個	普通株式 200,000株	無償	342円	2019年２月28日 ～2027年２月21日
第３回新株予約権 (2018年４月16日)	72個	普通株式 288,000株	無償	1,150円	2020年４月17日 ～2028年３月29日
第４回新株予約権 (2018年８月20日)	５個	普通株式 20,000株	無償	1,150円	2020年８月21日 ～2028年３月29日

② 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	第２回新株予約権	12個	48,000株	２名
	第３回新株予約権	16個	64,000株	２名
取締役 (監査等委員)	第１回新株予約権	２個	8,000株	１名
	第２回新株予約権	８個	32,000株	２名
	第３回新株予約権	12個	48,000株	４名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	比木　　武	
取　締　役	長島伸光	
取　締　役 (常勤監査等委員)	石橋太郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社 代表社員
取　締　役 (監査等委員)	中島正和	株式会社ブライトリンクパートナーズ　代表取締役 ネクスジェン株式会社　代表取締役
取　締　役 (監査等委員)	松本直也	東陽監査法人　代表社員 松本直也公認会計士事務所　代表
取　締　役 (監査等委員)	森下満成	株式会社スタディスト　社外取締役

（注）1．取締役長島伸光氏は、2019年３月30日開催の第８回定時株主総会において、新たに選任され、就任しております。
2．取締役（監査等委員）石橋太郎氏、松本直也氏及び森下満成氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3．取締役（監査等委員）松本直也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石橋太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5．当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載しております。
6．取締役井上秀樹氏は、2019年３月30日付けで、任期満了により退任いたしました。
7．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役　　名	氏　　名	職　　名
上級執行役員	神谷　　学	ＣＦＯ　兼　管理部長
上級執行役員	池田宗高	ＣＰＯ　兼　プロダクト開発部長
執行役員	姚　　志鵬	経営企画室長
執行役員	松本　　均	プロダクト開発部　部長
執行役員	五百川彰仁	疾患ソリューション事業部　事業長
執行役員	坂田真我	マイカルテ事業部　事業長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第１項に定める額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	3名	32,400千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	14,850千円 （12,750千円）
合　　計	7名 （3名）	47,250千円 （12,750千円）

（注）1．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2．監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月31日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

地　位	氏　　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	石橋　太郎	オフィス・ティー・アンド・エム合同会社　代表社員	特別の関係はありません。
取締役	松本　直也	東陽監査法人　代表社員 松本直也公認会計士事務所　代表	特別の関係はありません。
取締役	森下　満成	株式会社スタディスト　社外取締役	特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	石橋　太郎	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、製薬業界において長年にわたり活躍し、当社事業と関連の高い分野における専門的かつ幅広い知識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、助言・提言を行っております。
取締役	松本　直也	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	森下　満成	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。

5.　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　　　　EY新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	21,200千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年８月31日の取締役会にて「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定める決議を行っております。

ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。

・会社規程集を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態を確保する。

・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。

・内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

・内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びその恐れに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

・法令違反行為が発見された場合には、取締役会において迅速に情報を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。

ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規程及び関連マニュアルの定めるところに従い、適切に保存、管理する。

・個人情報適正管理規程及び関連マニュアル等を定め、情報資産の保護・管理を行う。

ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定・運用するとともに使用人等への教育を行う。

・各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、適切な体制を整備する。不測の事態発生時は迅速かつ適切な対応により、事業への影響を最小限に抑えるよう努める。

ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・定款及び取締役会規程に基づき取締役会を運営し、月次の定時開催及び必要に応じた随時開催をする。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を制定する。
・取締役及び執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。

ｅ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

・監査等委員会の業務は内部監査担当が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として原則１名以上配する。
・内部監査担当は、内部監査規程に基づき監査計画を立案及び実施し、監査等委員と密な連携を保つとともに定期的な報告を行う。また、監査等委員の指示に基づき必要に応じて特定事項の調査を行うことができる。
・当該補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する際は監査等委員会の指揮命令下で業務を行うこととし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指揮命令は受けない。
・当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得て行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの独立性を確保するものとする。

ｆ．監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査等委員でない取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
・重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な取り扱いを受けないことを明示的に定める。

ｇ．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員は、内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設けるなど連携を深め、実効性のある監査を実施できる体制を確保する。
・監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士または公認会計士その他の専門家の助言を得て、法令順守を徹底する。
・監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握するため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとする。

・監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

h．反社会的勢力排除に向けた体制

・反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、不当要求等は断固として拒絶するものとする。反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、警察等関連機関とも連携し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は20回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席し、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な事業戦略や経営方針について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役３名を含めた取締役６名で構成されておりますが、事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

② リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

③ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、管理部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、代表取締役の指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認いたします。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監

　査に必要な情報の共有化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

　当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,679,355**	**流動負債**	**138,224**
現金及び預金	1,208,821	買掛金	69,752
売掛金	430,785	１年内返済予定長期借入金	7,140
仕掛品	296	未払金	28,935
前払費用	8,540	未払費用	7,855
未収入金	30,752	未払法人税等	8,971
その他	160	未払消費税等	2,442
固定資産	**149,826**	預り金	5,302
有形固定資産	**26,215**	前受収益	7,825
建物	14,357	**固定負債**	**22,630**
工具、器具及び備品	11,857	長期借入金	22,630
無形固定資産	**39,239**	**負債合計**	**160,854**
ソフトウェア	39,239	(純資産の部)	
投資その他の資産	**84,372**	**株主資本**	**1,668,327**
関係会社株式	15,030	**資本金**	**903,050**
繰延税金資産	19,193	**資本剰余金**	**899,650**
差入保証金	50,149	資本準備金	899,650
		利益剰余金	**△134,372**
		その他利益剰余金	△134,372
		繰越利益剰余金	△134,372
		純資産合計	**1,668,327**
資産合計	**1,829,182**	**負債・純資産合計**	**1,829,182**

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**798,516**
売上原価		**179,612**
売上総利益		**618,904**
販売費及び一般管理費		602,337
営業利益		**16,567**
営業外収益		
受取利息	15	
投資有価証券売却益	1,650	
その他	155	1,821
営業外費用		
支払利息	142	
上場関連費用	13,432	
本社移転費用	6,097	
その他	70	19,742
経常損失（△）		**△1,354**
特別損失		
固定資産除却損	3,294	3,294
税引前当期純損失（△）		△4,648
法人税、住民税及び事業税	2,290	
法人税等調整額	4,364	6,654
当期純損失（△）		**△11,303**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年 1 月 1 日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年１月１日残高	684,900	681,500	681,500	△123,069	△123,069	1,243,330	1,243,330
事業年度中の変動額							
新株の発行	218,150	218,150	218,150			436,300	436,300
当期純損失（△）				△11,303	△11,303	△11,303	△11,303
事業年度中の変動額合計	218,150	218,150	218,150	△11,303	△11,303	424,997	424,997
2019年12月31日残高	903,050	899,650	899,650	△134,372	△134,372	1,668,327	1,668,327

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年2月１９日

株式会社Ｗｅｌｂｙ
取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　　太　印

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　橋　幸　毅　印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Ｗｅｌｂｙの２０１９年１月１日から２０１９年１２月３１日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月25日

株式会社Welby　監査等委員会

監査等委員（常勤）	石　橋　太　郎	㊞
監査等委員	中　島　正　和	㊞
監査等委員	松　本　直　也	㊞
監査等委員	森　下　満　成	㊞

（注）　監査等委員石橋太郎、松本直也及び森下満成は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>ひき　たける
比木　武
(1973年８月19日生)</td><td>1996年４月　住友商事株式会社 入社
2007年９月　楽天株式会社 入社
2009年１月　株式会社メドピア 入社 取締役COO
2011年９月　当社設立 代表取締役就任(現任)</td><td>3,264,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
比木武氏は、当社の創業者であり、様々な事業の立ち上げを経験しているほか、幅広い人脈を有しております。また長年培った豊富な事業経験や知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>ながしま　のぶみつ
長島　伸光
(1969年２月12日生)</td><td>1988年９月　株式会社アオイシステム 入社
1998年８月　株式会社インフォシティ 入社
2015年１月　当社 入社 開発部長
2016年８月　当社 執行役員開発部長
2017年11月　当社 執行役員プロダクト開発
2019年３月　当社 取締役(現任)</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
長島伸光氏は、創業期からプロダクト開発として当社事業を牽引してきたほか、情報セキュリティの責任者として事業の安定性や信頼性の確保に貢献してまいりました。
このことから、当社の企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当　社　の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>神(かみ)　谷(や)　　学(まなぶ)
(1974年10月４日生)
【新任】</td><td>1997年４月　文部省(現文部科学省) 入省
2001年10月　株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 入社
2011年６月　同社 取締役
(2018年６月退任)
2019年２月　当社 入社
2019年４月　当社 執行役員管理部長
2020年１月　当社 上級執行役員CFO兼管理部長(現任)</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
　神谷学氏は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント入社後、同社グループの要職を歴任し、2019年２月に当社参画、2019年４月に執行役員に就任し、経理・財務、法務、コンプライアンス等に関する豊富な経験や経営者としての実績を活かして当社管理部門に寄与してきました。
　これまでの豊富な経験や知見等を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待されることから、取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

(注) １．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
　　 ２．比木武氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）が、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、当社の役員体制の見直しを勘案し、コーポレートガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断しましたので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	石橋太郎（いしばし たろう） (1959年１月29日生) **【社外取締役候補者】** **【独立役員】**	1983年４月　鳥居薬品株式会社 入社 1985年７月　ファルマシア株式会社(現 ファイザー株式会社)入社 2001年１月　株式会社ヴィスク 入社 2001年10月　TMマーケティング株式会社(現 株式会社アンテリオ) 入社 2008年１月　オフィス・ティー・アンド・エム合同会社設立 代表社員 就任(現任) 2018年３月　当社取締役(監査等委員)就任(現任)	―
	＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞ 石橋太郎氏は、製薬業界で長年にわたり活躍しており、業界及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として、その知識・経験により、当社経営の監督・監査機能の実効性を強化するために適任であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。 同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
2	中島正和（なかじま まさかず） (1974年１月２日生)	1996年４月　伊藤忠商事株式会社 入社 2000年４月　株式会社サイバーエージェント 入社 2001年８月　Schroder Ventures KK（現 MKSパートナーズ） 入社 2006年10月　マッコーリーキャピタル 入社 2010年10月　株式会社ブライトリンクパートナーズ設立 代表取締役 就任(現任) 2011年９月　当社設立 取締役 就任 2016年４月　ネクスジェン株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2016年８月　当社取締役(監査等委員)就任(現任)	480,000株
	＜監査等委員である取締役候補者とした理由＞ 中島正和氏は、当社事業における豊富な経験と知識を有しております。 これらのことから、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人材と判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当　社　の
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>まつ もと なお や
松　本　直　也
(1974年６月18日生)
【社外取締役候補者】
【独立役員】</td><td>2000年10月　朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所
2008年１月　東陽監査法人 入所(現任)
2008年１月　松本直也公認会計士事務所 代表(現任)
2015年３月　当社監査役 就任
2016年８月　当社取締役(監査等委員)就任(現任)</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞
　松本直也氏は、公認会計士として培われた豊富な知識と経験を有しており、また、同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役としてその職責を適切に果たしていることから、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言を期待して、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
　同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職責を適切に遂行できると判断しております。</td></tr>
</table>

(注) 1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．石橋太郎氏及び松本直也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、石橋太郎氏は本総会終結の時をもって２年、松本直也氏は本総会終結の時をもって３年７ヶ月となります。
3．石橋太郎氏及び松本直也氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4．当社は、石橋太郎氏、中島正和氏及び松本直也氏との間で、会社法427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、３氏が原案どおり選任された場合には、同様に責任限定契約を継続する予定であります。
5．取締役候補者 中島正和氏が所有する当社株式は、同氏が経営する株式会社ブライトリンクパートナーズを通じての保有分であります。

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権を発行する件及び募集事項の決定を取締役会に委任する件

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役（監査等委員であるものを除く。以下同じ。）及び当社従業員に対して、ストックオプションとして発行する新株予約権を引き受ける者を募集すること及び新株予約権の募集事項を決定することを、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものでございます。

当社取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する金銭でない報酬に該当し、かつその額も確定していないため、ストックオプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正な価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。かかる新株予約権１個当たりの公正な価額の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたしますが、かかる算定方法につきましても合わせてご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役の報酬額は、2016年８月31日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内とする旨のご承認をいただいておりますが、本件により割り当てる新株予約権は、当該報酬とは別枠でご承認をお願いするものであります。

本件の新株予約権は、当社取締役及び従業員について、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなること等を目的として発行し、当社取締役及び従業員の職位、当社業績に対する貢献度などを基準として割り当てるものであり、またその額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、その内容は相当であると判断しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが意見はございませんでした。

また、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件」が原案どおり可決されますと、本議案の対象となる当社取締役の人数は３名となります。

１．特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役及び従業員に対し、当社の成長に必要な人材を維持・獲得し、且つ、当社への経営参加意識と業績向上への貢献意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプション制度を

既に導入しておりますので、これを継続することとし、従来どおり、当社取締役及び従業員に対する報酬の一つとして金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てることとしたいと存じます。

2．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限、金銭の払い込みの要否等

(1) 新株予約権の数の上限

530個を上限とする。なお、このうち当社取締役に付与する新株予約権は160個を上限とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記３．(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(2) 新株予約権の金銭の払い込みの要否

金銭の払込みを要しないものとする。

3．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

当社普通株式53,000株を上限とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の前日の東京証券取引所の終値と割当日の終値（いずれも、当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうち、いずれか高い方の価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

　また、決議日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

　なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

　新株予約権割当日の２年後の応当日の翌日から10年後の応当日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

ⅰ　本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社が50％超の株式を直接又は間接に保有する会社の取締役又は使用人であることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

ⅱ　本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使できるものとする。

ⅲ　本新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

①　割当日からその２年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。

② 割当日の２年後の応当日の翌日から割当日の３年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の５０％について権利行使することができる。

③ 割当日の３年後の応当日から割当日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

ⅳ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認められないものとする。

ⅴ 本新株予約権者は、以下の①乃至④に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

① 本新株予約権者が当社の使用人である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合

② 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

③ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合

④ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合

⑤ 禁錮以上の刑に処せられた場合

⑥ 当社または関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

ⅱ 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、以下の事由が生じた未行使の新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

ⅰ　当社が合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上、総称して「組織再編」という。）を行う場合で、当該組織再編に関する合併契約書が締結された場合又は株式交換契約書の承認の議案若しくは株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたとき

ⅱ　本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

ⅲ　本新株予約権者が、当社の取締役又は使用人たる地位を喪失、または当社の業務に協力いただく契約が終了した場合。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が組織再編を行う場合において、当該組織再編に関する契約書又は計画書において以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めるときは、組織再編の効力発生直前の時点において残存する当社の本新株予約権の本新株予約権者に対して、以下に記載する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付するものとする。なお、これらの場合、当社は当該組織再編の条件等を勘案して、交付する再編対象会社の株式の数につき、必要な調整を行う。

ⅰ　合併

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ⅱ　吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ⅲ　新設分割

新設分割により設立する株式会社

ⅳ　株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

ⅴ　株式移転

株式移転により設立する株式会社

(9)新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

(10)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　場　　東京都中央区日本橋二丁目７番１号
ベルサール東京日本橋４階 Room C

（会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。）

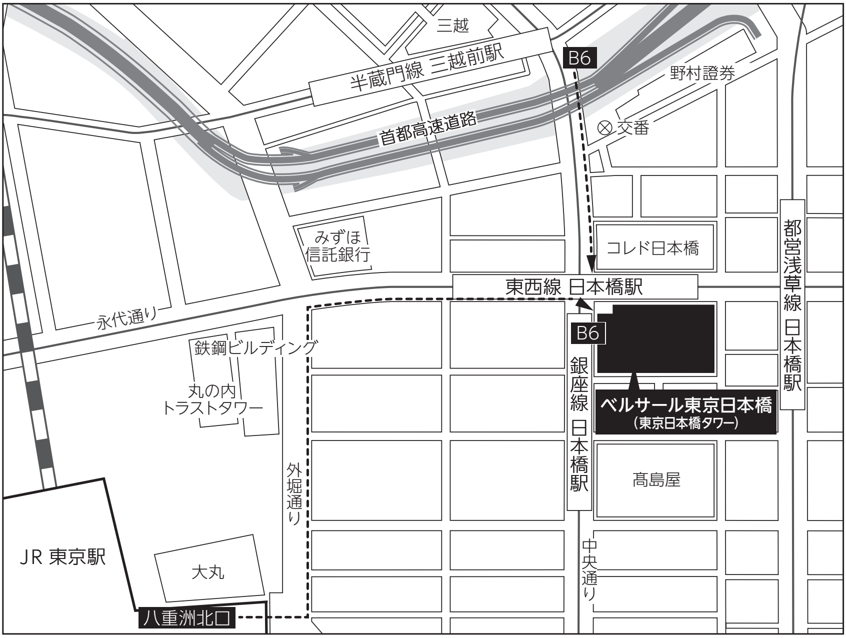

交通機関のご案内

●地下鉄　銀座線、東西線、浅草線 日本橋駅Ｂ６出口（駅直結）
　　　　　半蔵門線 三越前駅Ｂ６出口より徒歩約３分
●Ｊ　Ｒ　東京駅八重洲北口より徒歩約６分

※本総会専用の駐車場は用意がございませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場入り口付近などにアルコール消毒液を設置する予定であります。株主様も感染症拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。